

メイド・バイ飛騨高山認証制度 申請の手引き

申請要件及び認証までの流れについて	3
申請書の記載方法	12
申請產品を構成する商品一覧の記載方法	31
申請產品の原材料に関する調書の記載方法	35
認証登録証紙の表示について	37
定期報告、継続申請、変更申請について	40

申請要件及び認証までの流れについて

○対象產品

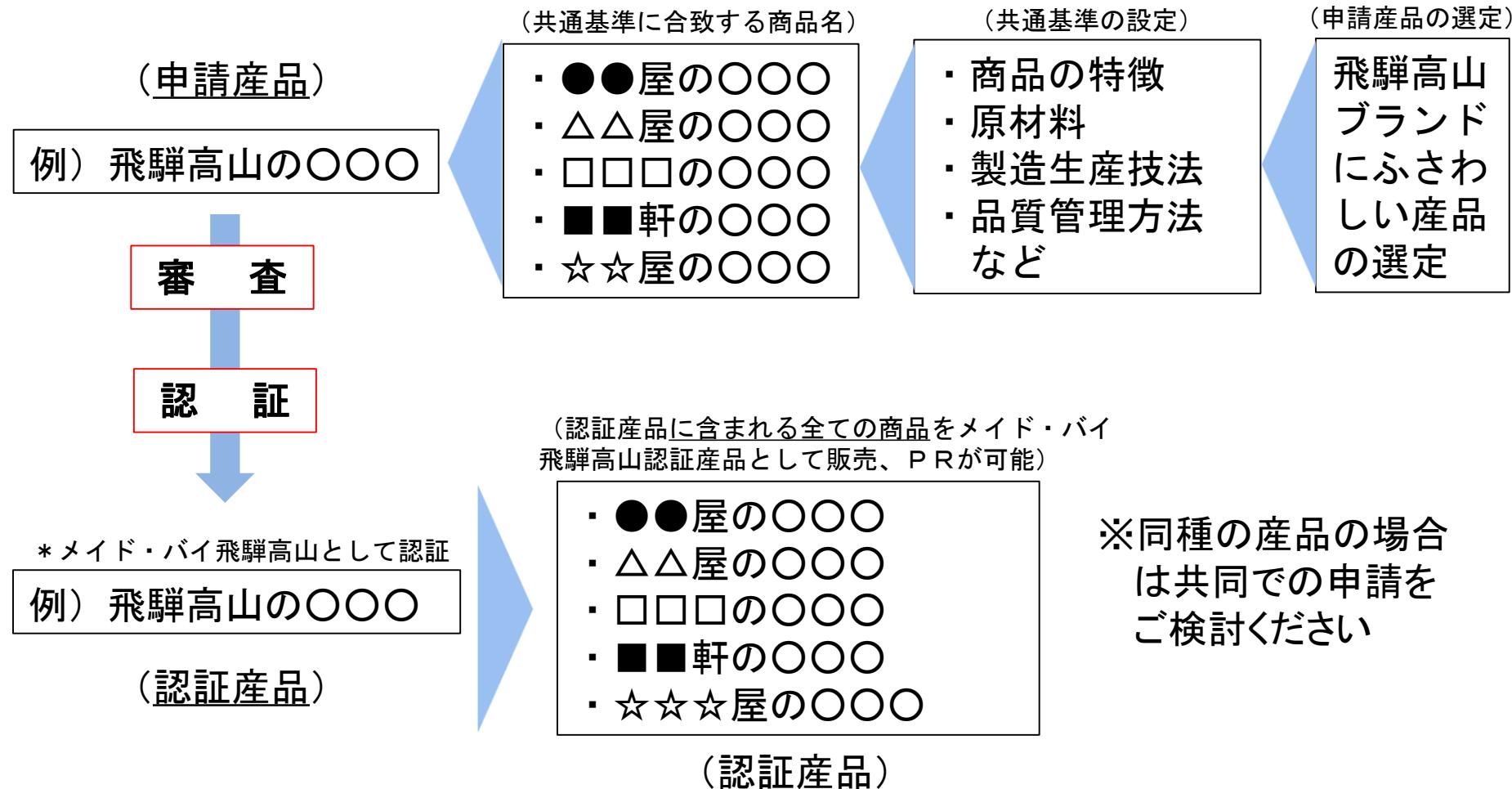
- ・飛騨高山に由来する農林水産物、製品
- ・農林水産物：自然から取り出したままのもの（飛騨ほうれんそう、飛騨トマト、飛騨牛、タカネコーン、宿巣かぼちゃなど）
- ・製品：原材料に手を加えてできたもの（飛騨の家具、飛騨一位一刀彫、飛騨春慶、りんごジュース、飛騨の酒、飛騨牛乳など）

○申請者

- ・生産、製造又は加工する2事業者以上で構成されるグループ（団体等）を原則とするが、市内に同一の产品を生産、製造又は加工する事業者がない場合、国内外で高い評価を得ていて同一レベルのものがない場合、及び特別の事情があると市長が認める場合は单一事業者による申請も認める。
(法人格の有無を問いません)
- ・申請者（代表者）及び団体やグループ、個人の所在地は高山市内であることを原則とする。

※申請产品の名称として、地域団体商標制度や地理的表示保護制度等に登録されている名称を使用する場合の申請者は、当該登録団体のみとする。
(P7参照)

- ・共通の基準で生産、製造又は加工される產品単位で申請してください。



	申請名称	商品詳細
1	飛騨ほうれんそう	飛騨ほうれんそう
2	飛騨トマト	飛騨トマト
3	飛騨牛乳	牛乳
4	飛騨春慶	盆、器、花器等
5	飛騨一位一刀彫	置物、香合、根付等
6	飛騨のさるぼぼ	さるぼぼ
7	タカネコーン	タカネコーン
8	飛騨そば	●●屋のそば、△△軒のそば
9	飛騨高山のこくせん	■■屋のこくせん、△△こくせん
10	飛騨高山の赤かぶ漬け	●●屋の赤かぶ漬け、■■屋の赤かぶ

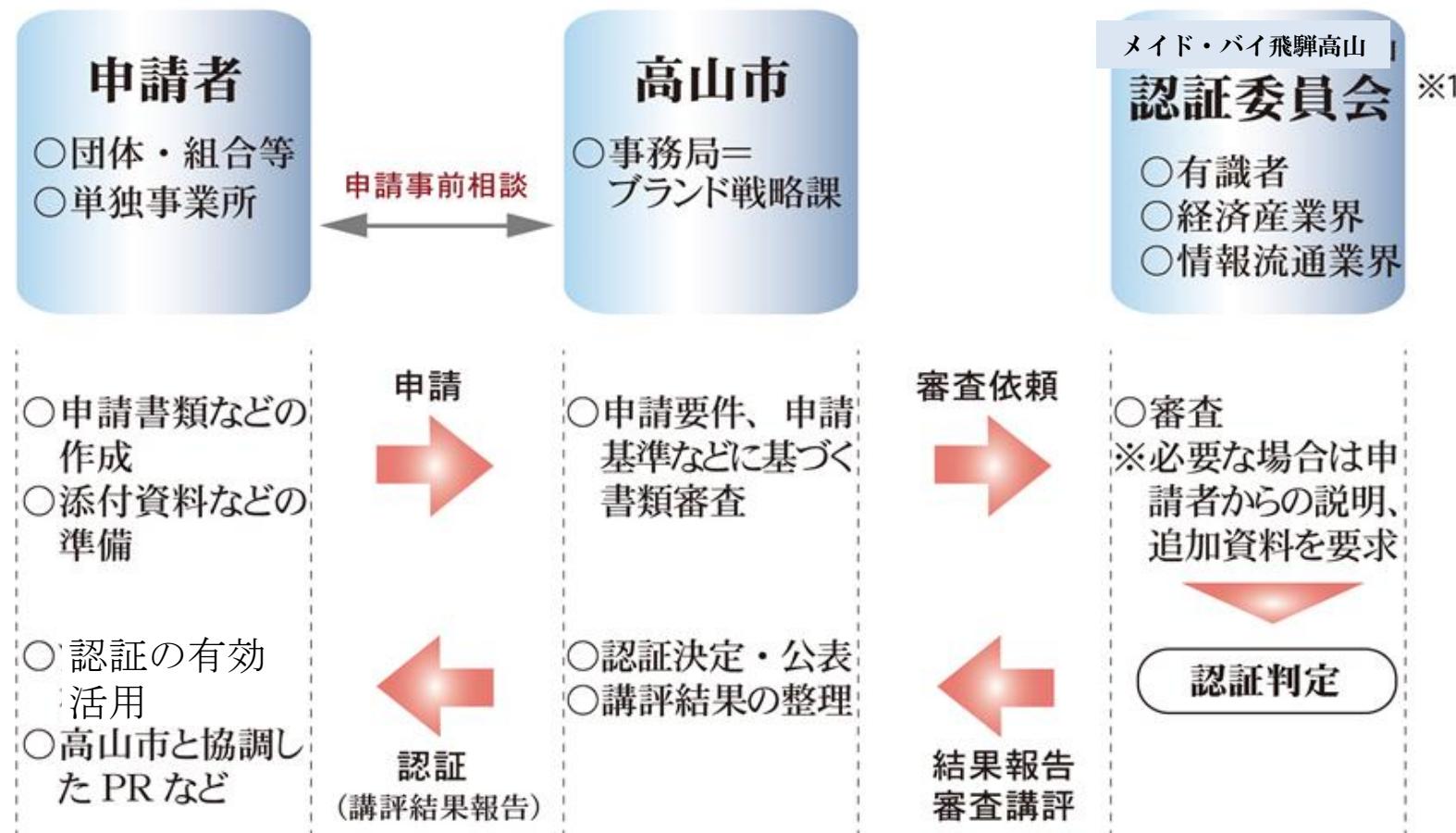
(参考)高山市内における地域団体商標登録の状況

飛騨高山

	商標名	権利者	指定商品等	商標登録
1	飛騨一位一刀彫	飛騨一位一刀彫協同組合	一位の木を用いて飛騨で製作される木製彫刻	5006764
2	飛騨牛乳	飛騨酪農農業協同組合	飛騨産の牛乳	5008375
3	飛騨ヨーグルト	飛騨酪農農業協同組合	飛騨産のヨーグルト	5016534
4	飛騨高原牛乳	飛騨酪農農業協同組合	飛騨高原産の牛乳	5028876
5	飛騨春慶	飛騨春慶連合協同組合	飛騨で生産される春慶塗りの小たんす・収納用の箱・食器類・盆・おしごり受けなど	5030584
6	飛騨アイスクリーム	飛騨酪農農業協同組合	飛騨産のアイスクリーム	5043389
7	飛騨牛	全国農業協同組合連合会	岐阜県内で肥育された和牛の牛肉	5056350
8	飛騨のさるぼぼ	飛騨のさるぼぼ製造協同組合	飛騨地域に由来する製法により飛騨地域にて製造されるさるぼぼ人形	5087585
9	飛騨の家具	協同組合飛騨木工連合会	飛騨地方に由来する製法により飛騨市・高山市で生産された家具	5103618
10	飛騨・高山の家具	協同組合飛騨木工連合会	飛騨地方に由来する製法により飛騨市・高山市で生産された家具	5103619
11	飛騨の酒	飛騨酒造組合	飛騨地方で生産された清酒	5161539
12	飛騨ほうれんそう	飛騨農業協同組合	飛騨産のほうれんそう	5229376
13	飛騨トマト	飛騨農業協同組合	飛騨産のトマト	5229377

認証基準	基本事項	飛騨高山の風土と飛騨人の暮らしから生み出されたproductであることを説明できる物語があるか。
		農林水産物については、主たる生産地が市内であるか。
		製品については、主たる製造場所又は加工場所が市内であるか。 * やむを得ない理由により、製造場所又は加工場所が市外の場合は、主たる原材料がメイド・バイ飛騨高山認証を受けていることとする。
		市内（原則）で商品として流通しているか。
		各種関係法令を遵守しているか。
	独自性	他地域の類似产品に対する優位性や特徴を有しているか。
	信頼性	独自性と信頼性を担保できる生産、製造又は加工の基準を設定しているか。
		基準の継続的履行及び遵守、安全安心への取り組み、消費者対応、地球環境への配慮を担保する体制が構築されているか。
	将来性	产品のブランド力の維持や向上に対する取り組みを実施又は検討しているか。 (商品の将来展望、地域との協力や地域への貢献、基準や产品のPR方法、人材育成等)

* 認証期間は、認定年度の翌年度から3年間とする



※1 認証委員会は、飛騨地域に関して知見があるとともに、地域ブランドや法令などの知識を有する委員から構成される第三者機関とする。

本会の役職	氏 名	所属団体の役職等
委員長	高 橋 俊 宏	(株) Discover Japan 取締役編集長／地域ブランディング協会 代表理事 高山市経済観光アドバイザー
副委員長	六 角 裕 治	飛騨高山ブランド戦略会議 会長
委 員	小 川 宣 子	中部大学 応用生物学部 食品栄養科学科 教授
委 員	広 瀬 美 央	THE GIFTS SHOP マーチャンダイザー
委 員	洲 岬 孝 雄	(一社) 高山市文化協会 理事
委 員	打 江 記 代	高山市教育委員会 教育委員
委 員	鴻 巣 明 久	高山市農業委員会 会長
委 員	尾 関 健	飛騨農林事務所 農業普及課長
委 員	伏 見 七 夫	(一財) 飛騨地域地場産業振興センター 専務理事
委 員	柴 田 義 孝	高山商工会議所 特產品部会 部会長
委 員	本 母 雅 博	協同組合 飛騨木工連合会 ブランド化推進委員会 顧問

〇〇〇 は、申請者が行うこと

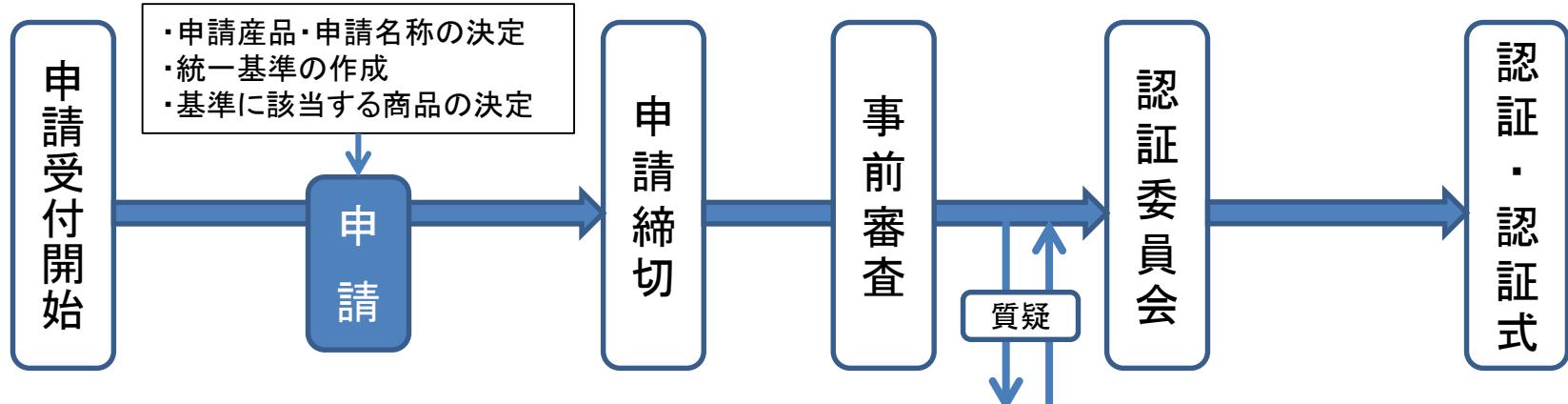
4月(4/1)

8月(8/30)

9月～10月

11月

2月



2月

5月



管理状況報告書提出

市ホームページ 各種イベントで積極的にPR

表示

商品へロゴマークを表示(シール貼付・包装への印刷)し販売が可能

申請書の記載方法

農林水産物 様式第1号
製品 様式第2号

農林水産物の場合

- ・申請書（様式第1号）
- ・申請者の定款又は規約の写し、構成員名簿
- ・申請產品を構成する商品一覧（様式第10号）
- ・誓約書（様式第12号）
- ・申請產品の写真（代表的なもの）
- ・地域団体商標、地理的表示保護制度等の登録証の写し（該当する場合）
- ・その他参考資料（申請者が申請内容を説明をする上で、参考となる資料）

製品の場合

- ・申請書（様式第2号）
- ・申請者の定款又は規約の写し、構成員名簿
- ・申請產品を構成する商品一覧（様式第11号）
- ・誓約書（様式第12号）
- ・申請產品の原材料に関する調書（様式第13号）
- ・申請產品の写真（代表的なもの）
- ・地域団体商標、地理的表示保護制度等の登録証の写し（該当する場合）
- ・その他参考資料（申請者が申請内容を説明する上で、参考となる資料）

1. 申請者の概要について

項目	注意事項	記載例
名称	<ul style="list-style-type: none"> 原則、2事業者以上の事業者で構成されるグループや団体の名称又は個人事業者の名称を記載してください。 法人格の有無は問いません。 	○○組合、○○協同組合など
所在地	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の所在地を記載してください。 	506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
業種・事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 業種・事業内容を記載してください。 単なる製造業といった表現ではなく、どういったものを製造生産しているのか判る表現に留意してください。 	漬物製造、家具製造など トマト生産、果樹生産
代表者役職	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の代表者の役職を記載してください。 	組合長、会長、理事長など
代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の代表者の氏名を記載してください 	高山 太郎 など
電話番号	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の電話番号を記載してください。 本申請の内容に答えられる方の連絡先を記載してください。 	0577-35-3001
FAX番号	<ul style="list-style-type: none"> 申請者のFAX番号を記載してください。 本申請の内容に答えられる方の連絡先を記載してください。 	0577-35-3174
E-mail	<ul style="list-style-type: none"> 申請者のE-mailアドレスを記載してください。 本申請の内容に答えられる方の連絡先を記載してください。 	brand@city.takayama.lg.jp
担当者所属部署役職名	<ul style="list-style-type: none"> 本申請の申請者側の担当者の会社名、役職の記載をお願いします。 	○○商店 代表取締役 (株)○○ 商品課課長 など
担当者氏名	<ul style="list-style-type: none"> 本申請の内容に答えられる担当者の氏名を記載してください。 	高山 次郎 など

2. 申請する產品の概要について

①フリガナ

- ・產品の名称をカタカナで記載してください。

②名 称

- ・申請される產品の名称を記載してください。
- ・名称については地域名+產品名が望ましいと考えますが、旧来より飛騨高山で一般的に呼称されている名称であれば、必ずしも地域名を付ける必要はありません。
- ・地域団体商標、地理的表示保護等を既に取得、又は登録している名称の場合は取得団体のみの申請となります。（P7参照）
- ・既存の商標権等の権利を侵害する可能性がある場合は、申請者の責任において、権利者と調整を行ってください。

記載例：飛騨高山の〇〇、飛騨〇〇、高根〇〇〇、〇〇かぼちゃ など

参考：商標等の登録の検索については、以下のサイトをご利用ください。

各種商標について

J-PlatPat 独立行政法人 工業所有権情報・研修館

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BtmTopPage>

地理的表示保護制度について

農林水産省HP

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

2. 申請する產品の概要について

③申請產品の主たる生産場所

○生産場所

- 申請產品の申請者による総生産量の概ね5割以上を生産する場所について記載してください。

記載例: 岐阜県高山市、〇〇県〇〇市、〇〇県〇〇町、〇〇県〇〇村

○申請者による前年度の年間販売額

- 申請者による申請產品の年間販売額について記載してください。
- 申請前年度の実績を記載してください。
- 単位については、申請者側で適宜記載してください。

記載例: 〇〇千円、〇〇万円、〇〇百万円など

○申請者による前年度の市内年間販売額

- 申請者による申請產品の市内向けの年間販売額を記載してください。
- 申請前年度の実績を記載してください。

記載例: 〇〇千円、〇〇万円、〇〇百万円 など

2. 申請する產品の概要について

④申請產品の遵守すべき関係法令

- 申請產品を生産する上で、遵守すべき法令について記載してください。

記載例:

- 農薬取締法
- 食品表示法
- 農林物資の規格化に関する法律(JAS法) など

⑤地域団体商標及び地理的表示保護制度等の登録状況

- 申請產品が地域団体商標及び地理的表示保護制度に登録されている団体のみ記載してください。
- 申請產品の登録番号、登録名称、登録年月日について記載してください。

記載例: 地域団体商標

登録番号:〇〇〇

登録名称:飛騨〇〇〇

登録年月日:平成〇〇年〇月〇日

2. 申請する產品の概要について

①フリガナ

- ・產品の名称をカタカナで記載してください。

②名 称

- ・申請される產品の名称を記載してください。
- ・名称については地域名+產品名が望ましいと考えますが、旧来より飛騨高山で一般的に呼称されている名称であれば、必ずしも地域名を付ける必要はありません。
- ・地域団体商標、地理的表示保護等を既に取得、又は登録している名称の場合は取得又は登録団体のみの申請となります。（P7参照）
- ・既存の商標権等の権利を侵害する可能性がある場合は、申請者の責任において、権利者と調整を行ってください。

記載例： 飛騨高山の〇〇、飛騨〇〇、国府〇〇、〇〇〇焼、など

参考：商標、地理的表示登録等の検索については、以下のサイトをご利用ください。

各種商標について

J-PlatPat 独立行政法人 工業所有権情報・研修館

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

地理的表示保護制度について

農林水産省HP

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

2. 申請する產品の概要について

③申請產品の主たる製造場所又は加工場所

○主たる製造又は加工の内容

- ・製品の主要な特性を付加する工程を記載してください。

記載例①：木部の組み立て加工、塗装仕上げ

記載例②：野菜の切断加工、漬け込み

記載例③：造型、焼成

○実施場所

- ・申請者が上記内容を実施する場所について記載してください。

記載例：岐阜県高山市、〇〇県〇〇市、〇〇県〇〇町、〇〇県〇〇村

2. 申請する產品の概要について

③申請產品の主たる製造又は加工場所

○市外で実施しなければならない理由

- ・市外実施の場合のみ記載してください。
- ・市外実施をしなければならない理由を具体的に記載してください。

記載例 :原材料は全て高山市内で生産されたものを使っているが、市内に求め
る条件に合う工場がなく、やむを得ず〇〇市の事業者に製品化を委託
する必要があるため。

○主たる原材料のメイド・バイ飛騨高山認証取得の状況

- ・市外実施の場合のみ記載してください。
- ・主たる原材料とは、申請產品を構成する上で欠かすことのできない主要な材料
(例:木製品なら木材、りんごジュースならりんご、お酒なら米など)
- ・メイド・バイ飛騨高山認証取得状況について記載してください。

記載例 主たる原材料: 飛騨りんご
認証済產品名: 飛騨りんご

2. 申請する產品の概要について

③申請產品の主たる製造又は加工場所

○申請者による前年度の年間出荷額（又は販売額）

- ・申請者による申請產品の年間出荷額（又は販売額）について記載してください。
- ・申請前年度の実績を記載してください。
- ・単位については、申請者側で適宜記載してください。

記載例：〇〇千円、〇〇万円、〇〇百万円 など

○申請者による前年度の市内年間出荷額（又は販売額）

- ・申請者による申請產品の市内向けの年間出荷額（又は販売額）を記載してください。
- ・申請前年度の実績を記載してください。

記載例：〇〇千円、〇〇万円、〇〇百万円 など

2. 申請する產品の概要について

④申請產品の遵守すべき関係法令

- 申請產品の生産する上で、遵守すべき法令について記載してください。

記載例: • 製造物責任法(PL法)

• 食品表示法

• 食品衛生法

• 農林物資の規格化に関する法律(JAS法)

• 消費生活用製品安全法 など

⑤地域団体商標及び地理的表示保護制度等の登録状況

- 申請產品が、地域団体商標及び地理的表示保護制度に登録されている団体のみ記載してください。
- 申請產品の登録番号、登録名称、登録年月日について記載してください。

記載例: 地域団体商標

登録番号:〇〇〇

登録名称:飛騨〇〇〇

登録年月日:平成〇〇年〇月〇日

2. 申請する產品の概要について

⑥（基本事項）飛騨高山の風土と飛騨人の暮らしから生み出された產品であることを説明できる物語があるか。

- 申請產品の飛騨高山の風土や飛騨人の暮らしとの関わりについて、具体的に記載してください。

記載例①(農林水產物)

(成り立ち)

・「桜島小みかん」は、島津義弘候が文禄慶長の役(1592～1598年)の際に朝鮮から持ち帰ったという説や、慶長5年(1600年)関ヶ原の戦いの後、紀州から持ち帰ったという説がある。また、慶長8年(1603年)に、「桜島小みかん」を薩摩藩から徳川將軍へ献上したとの記録もある。

(風土との関係)

・「桜島小みかん」の生産地である桜島は、周囲を海に囲まれた火山島で、年間を通して温暖な気象条件である。園地は扇状地の緩やかな斜面に広がっており、海面からの反射光が当たり日照条件にも恵まれている。桜島の土壤は、排水性・保水性を併せ持つ火山礫の軽石とボラ土で構成されており、空気を含むことで保温性もある。保肥力はほとんどなくやせた土壤であるが、施肥の効果が的確に出やすいことから、生育状況に合わせた施肥管理が可能である。

(人々の暮らしとの関係)

・「桜島小みかん」は、消費地の鹿児島県では、「歳末ギフト商戦の数少ない県内産商品」として古くから重宝されてきた。また、正月の注連縄や鏡餅飾りとして需要もあり、地域に根ざした產品である。

*出典：農林水産省「地理的表示保護制度 登録產品一覧」

記載例②(製品)

(成り立ち)

・西尾市における茶葉生産の起源は、文永8年(1271年)に西条城主吉良満氏が実相寺を創建した際に、開祖として招いた聖一国師が茶種を境内にまいたことによるといわれている。慶長6年(1601年)には貝吹村、永良村を新たに得た板倉勝重が、領民に心得を示した7か条の「仕置之覚」において茶園を手入れするよう示している。また、「西尾郡領村分高付覚」によると、西尾藩が「茶代」という貢租(税金)を市内の44の村々から取り立てており、江戸時代には市内で茶が栽培されていた。

(風土との関係)

・「西尾の抹茶」の茶葉を栽培する茶園は、矢作川と矢作古川に囲まれた三角州が盛り上がって出来た、なだらかな段丘に位置している。三角州の土質は、水はけの良い砂が混ざった赤土で、排水が良く表土が深いため、地下水位が低い。このため、深根性である茶の根幹が増加し、茶の品質に関与するうまみ成分であるテアニンの生成を促進させるのに適している。また、周辺の年平均気温は16.4度、年間降水量1409.9mmと、温暖な気象条件を好む茶の栽培に適しており、秋や春先の適度な降雨により芽や根が活発化し、充実した茶葉の生育を促している。

(人々の暮らしとの関係)

・西尾市では、昭和16年から西尾市内一部の中学校で地場産業の振興と勤労体験を目的とした「全校茶摘」が開催され、昭和24年からは市内全中学校の全校生徒が行っている。一部の中学校では「全校茶会」が開かれるほか、毎年春には市民大茶会が催される。平成18年10月8日、市のメインストリート1.5kmの上に赤い絨毯を敷き詰め、1万4718人が2人組で向かい合って相手のために抹茶を立てて一斉に飲む「街中1万人西尾大茶会」という茶会が催され、ギネスブックに認定された。10月8日前後の土日を「西尾の抹茶」の日とし、茶に関するイベントを開催する等、市民が抹茶に親しんでいる。

*出典：農林水産省「地理的表示保護制度 登録産品一覧」

2. 申請する產品の概要について

⑦ (独自性) 他地域の類似產品に対する優位性や特徴を有しているか。

- 申請產品の他地域に存在する類似產品に対する優位性や特徴について具体的に記載してください。

記載例①(農林水產物)

- 「桜島小みかん」の果実は、温州みかんに比べて小粒で、平均的な果実量は50グラム程度、横径は5cm足らずで世界一小さいみかんと言われている。
- 果皮は柑橘系特有の爽やかな香氣を有し、薬味としても利用される、果肉はやわらかく多汁で、甘さと酸味のバランスが取れた食味の良いみかんである。(糖度8.5度以上、酸度1.0%以上)。
- 「桜島小みかん」は、鹿児島のほぼ中央に位置する桜島で栽培されてきたみかんで、温州みかんとは系統が異なる紀州みかんに属している。紀州みかんは小みかんとも呼ばれ、温州みかんが普及する明治中期以前に栽培されていた系統で、現在、生食中心の生産は鹿児島のみで行われており、旧產地の和歌山、熊本、大分等で葉付けみかんや加工向けの生産が中心である。

*出典：農林水產省「地理的表示保護制度 登録產品一覧」

記載例②(製品)

- 西尾の抹茶の特徴は、一般的な抹茶に比べて鮮やかな碧緑色の外觀や、渋みがなくまろやかで強い旨みが続く味にある。この特性は、伝統的な「棚式覆下栽培」により生産された茶葉を、三河式碾茶乾燥炉(レンガ積み五段網・遠赤外線による乾燥方式)を用いて時間をかけて乾燥させ、愛知県岡崎市産の御影石で出来た茶臼により、低速で微粉末状に挽くことによるものである。

*出典：農林水產省「地理的表示保護制度 登録產品一覧」

2. 申請する產品の概要について

⑧（信頼性）独自性と信頼性を担保できる生産、製造又は加工の基準を設定しているか。

- 申請產品に属する商品全てに適用される生産、製造又は加工の基準を具体的に記載してください。
- 記載された基準については、認証を受けた場合には全て公開の対象となります。

記載例①(農林水產物)

- 生産地内において、「桜島小みかん」を用いて栽培する。
- 降灰の被害を防ぐとともに、適切な水分管理を行うために屋根かけハウスで栽培を行う。
- 7月から8月にかけて、樹勢を見ながら2~3回に分けて摘果を行う
- 梅雨明けから夏にかけて、定期的にかん水を行う
- 収穫前は水きり対策を行う
- 「桜島小みかん」の出荷規格は以下のとおりを遵守し、傷及び病害虫被害等の少ない、形状の良い果実を出荷する。

なお、「桜島小みかん出荷規格」を満たしているものの、着色不良、外觀が劣るものは青果として出荷できないが、加工用に供することが出来る。

大きさの呼称区分	果実の横径	果実の重量
3L	60~	60~
2L	55~60	55~
L	50~55	50~
M	45~50	45~
S	40~45	40~
2S	40以下	40以下

等級	糖度	クエン酸
特A	12.0度以上	0.8%以下
A(赤秀)	11.0度以上	0.9%以下
B(青秀)	9.0度以上	0.9%以下
優品	8.5度以上	1.0%以下

記載例②(製品)

- ・使用する茶葉は、西尾市及び安城市において伝統的な「棚式覆下栽培」を守り、4月ころの新芽が伸び始める時期から25日以上の期間、茶棚に遮光資材を広げて被覆した条件化で栽培されたものとする。(茶葉を直接被覆資材で覆う簡便な「直掛け栽培は行わないこととする。))
- ・茶葉を、荒茶加工工場において、褐変化を防ぐため高温で蒸し発酵酵素の活動を止めた後、三河式碾茶乾燥炉で水分を抜いて荒茶碾茶に加工する。
- ・乾燥させた荒茶碾茶を用い、葉の部分だけを仕上げ碾茶として精製し、愛知県岡崎市産の御影石で出来た茶臼により、1分間に60回転以下の速度を目安に微粉末状に挽いて抹茶を製造する。

*出典：農林水産省「地理的表示保護制度 登録產品一覧」

2. 申請する產品の概要について

- ⑨（信頼性）基準の継続的履行及び遵守、安全安心への取り組み、消費者対応、地球環境への配慮を担保する体制が構築されているか。
- 申請產品の基準を継続的に履行及び遵守、安全安心への取り組み、消費者対応、地球環境への配慮を担保していくための体制が構築されているか具体的に記載してください。

記載例①(農林水產物)

- 食味の良い「桜島小みかん」を生産するためには、梅雨明けから夏にかけての果実肥大期に定期的にかん水を行うことで減酸を図り、収穫期前の水切りによる土壤乾燥で糖度を上昇させることが重要であるが、昭和54年度から降灰対策のために導入された屋根かけハウスにより、天候に左右されることなくみかんの食味を左右する水分管理が的確に行うことが出来る。
- 一定の大きさで揃いの良い果実を実らせるためには、「桜島小みかん」に適した剪定や摘果等が必要であるが、長年栽培を継続している桜島の生産者には、この技術と経験が培われている。
- 昭和57年に桜島柑橘ハウス振興会が設立されるとともに、昭和58年に桜島町農業協同組合による集荷販売体制が整ったことから、本格的に生産振興・販売促進に向けた体制づくりに取り組み、安定生産・販売が今日まで続けられている。

*出典：農林水産省「地理的表示保護制度 登録產品一覧」

○消費者対応：消費者対応マニュアルの有無（今後作成する場合は別紙参照）

記載例②(製品)

- ・三河式碾茶乾燥炉は、茶葉の状態に応じて蒸し度、温度、乾燥度合いの綿密な管理が可能であり、一般的な碾茶乾燥炉に比べ、じっくり乾燥し、安定した品質の荒茶碾茶を生産することが出来る。昭和20年ごろに本格的に導入され、現在、すべての荒茶碾茶加工業者が三河式碾茶乾燥炉を導入している。
- ・西尾市及び安城市に隣接する岡崎市は、抹茶専用の茶臼として、硬さ、きめの細かさ等の性質が最も適した御影石を産出し、優れた石細工の技術を持つ。岡崎産の御影石で出来た茶臼を使い、低速(1分間で60回転以下を目安)でじっくり時間をかけて高熱を発生させずに茶葉を挽くことにより、色や香り、風味を損なわず抹茶を製造している。

*出典：農林水産省「地理的表示保護制度 登録産品一覧」

2. 申請する產品の概要について

⑩（将来性） 產品のブランド力の維持や向上に対する取り組みを実施又は検討しているか（產品の将来展望、地域との協力や地域への貢献、基準や產品のPR方法、人材育成等）

- 申請產品のブランド力の維持や向上に対する取り組みの実施又は検討状況について具体的に記載してください。

記載例①(農林水産物)

- 「桜島小みかん」と觀光資源である桜島を結びつけた魅力ある果樹產地作りを目指し、JA、関係機関、生産者代表で構成される產地協議会において、「桜島小みかん」の市場調査・宣伝活動・キャンペーン・学校給食提供(食農教育)を行っており、產地が一丸となった取り組みを平成4年から継続して展開している。
- 平成20年度から、品質の良いものを安定的に出荷でき、市場から信頼される產地として、鹿児島県から「鹿児島ブランド產地」の指定を受けている。
- 平成21年には地域団体商標、平成29年には地理的表示保護制度に登録された。

*出典：農林水産省「地理的表示保護制度 登録產品一覧」

記載例②(製品)

- 昭和35年頃には全国的な茶の大増産により西尾の茶産業は危機に陥ったが、抹茶を食品加工用原料として用いることで販路拡大を目指し、平成22年までの40年間に生産量はほぼ倍増した。
- 残留農薬など食品の安全性に関する品質に35年以上前からいち早く取り組んできた。
- 平成26年の碾茶生産量(荒茶)は約459トンと全国碾茶生産量の20%超を占め、全国でも1~2位を争う「抹茶」に特化した生産地となっている。
- 平成21年には地域団体商標、平成29年には地理的表示保護制度に登録された。

*出典：農林水産省「地理的表示保護制度 登録產品一覧」

申請產品を構成する商品一覧の記載方法

農林水產物 様式第10号
製 品 様式第11号

- 申請產品に含まれる商品名を全て記載してください。（記載されない商品は認証登録証紙の貼付対象とはなりません。）
- 申請書に記載のある生産、製造又は加工の基準を全て満たした商品のみ記載してください。
- 1枚に記載しきれない場合は、適宜追加して記載してください。ただしその場合は右上に通番号の記載をお願いします。

記載例①個々の商品名を記載する場合

別記様式第11号（別表第1関係） 申請產品を構成する商品一覧（製品）				
申請產品名称 飛驒高山の〇〇				
	該当商品名	主たる製造又は加工場所 の所在地	事業者名	備考
1	△△の〇〇	高山市花岡町●丁目●番地	(株)△△	
2	□□の〇〇	高山市昭和町●●番地	(株)□□	
3	高山〇〇	高山市朝日町万石●●番地	(株)☆☆☆☆	
4				
5				
6				
7				

記載例②商品の種別で記載する場合

別記様式第11号（別表第1関係） 申請產品を構成する商品一覧（製品）				
NO. 1				
申請產品名称 飛騨春慶				
	該当商品名	主たる製造又は加工場所 の所在地	事業者名	備 考
1	盆	高山市花岡町●丁目●番地	(株)△△	
2		高山市昭和町●●番地	(株)□□	
3		高山市朝日町万石●●番地	(株)☆☆☆	
4	花器	高山市花岡町●丁目●番地	(株)△△	
5		高山市昭和町●●番地	(株)□□	
6		高山市朝日町万石●●番地	(株)☆☆☆	
7	弁当箱	高山市花岡町●丁目●番地	(株)△△	

- 個々の商品名の記載が難しい場合については、商品種別による記載も可とします。

記載例③申請者を構成している全ての事業者が同一名称で商品化している場合)

別記様式第10号（別表第1関係） 申請產品を構成する商品一覧（農林水產物）				
NO. 1				
申請產品名称 飛騨〇〇〇				
	該當商品名	主たる生産場所の所在地	事業者名	備 考
1	飛騨〇〇〇	高山市	飛騨●●組合	
2			(〇〇戸)	
3				
4				
5				
6				
7				

- 農林水產物のように申請者を構成する事業者全てが、同一名称で商品化している場合については、生産、製造又は加工場所の所在地や事業者名をまとめて記載することも可とします。その際は本申請に係る構成事業者数を記載してください。

申請産品の原材料に関する調書の記載方法 (製品のみ 様式第13号)

(記載例)

申請產品の名称	飛騨高山○○				
主たる原材料 1	○○				
主たる原材料の 生産場所	高山市内 (20%) • 飛騨地域内 (50%) • 岐阜県内 (30%) • 国内 () % • 海外 () %				
主たる原材料 2					
主たる原材料の 生産場所	高山市内 () % • 飞騨地域内 () % • 岐阜県内 () % • 国内 () % • 海外 () %				
主たる原材料 3					
主たる原材料の 生産場所	高山市内 () % • 飞騨地域内 () % • 岐阜県内 () % • 国内 () % • 海外 () %				

- ・產品を構成する主たる原材料について記載してください。
- ・原則、主たる原材料を1つ記載することとします。主たる原材料の判断がつきにくい場合は複数記載も可とします。
- ・水については、原材料に含めないものとします。

認証登録証紙の表示について

認証登録証紙（認証ロゴマーク）



認証登録証紙（認証ロゴ）

メイド・バイ飛騨高山認証を受けた产品には認証を受けた証として、認証登録証紙を貼付（刷り込みを含む）してください。尚、認証登録証紙を貼付（刷り込みを含む）できるのは原則、市内の事業者に限ります。

○商品に直接貼り付ける場合

- ・市ブランド戦略課にて製作、配布する貼付用の認証登録証紙（シールタイプ）を商品に直接貼付して、販売してください。
- ・認証を受けた事業者には当面の間、シールを無料で配布します。

○包装紙等に刷り込みを行う場合

- ・市ブランド戦略課へ「メイド・バイ飛騨高山認証产品登録証紙刷り込み許可申請書」（様式第6号）を刷り込みの見本とともに提出してください。審査の上、認証登録証紙のデータを提供します。

※版代は飛騨高山ブランド振興事業補助金の対象となりますので、ご活用ください。

定期報告、継続申請、変更申請 について

○定期報告（農林水産物 様式第8号、製品 様式第9号）

- ・毎年、年度終了後2ヶ月以内に別添の「メイド・バイ飛騨高山認証產品管理状況報告書」により認証產品の管理状況や軽微な変更、実績について報告してください。
 - ・年度の途中で、申請產品が表彰や他の認証等を受けた場合は併せて報告してください。
- * 「軽微な変更」については認証商品の増減や構成事業者の変更等になります。

○変更申請書（様式第4号）

- ・認証を受けた產品の生産、製造又は加工に関する基準等に変更があった場合は別添の「メイド・バイ飛騨高山認証產品登録変更申請書」を提出してください。
- ・変更申請については年1回の認証委員会の開催時に変更内容を審査の上、認証の可否を決定します。

○継続申請書（様式第5号）

- ・3年間の認証期間が満了し、引き続き認証を受けたい場合は、別添の「メイド・バイ飛騨高山認証產品（継続）審査申請書」を提出してください。

1. 申請期間

令和2年4月1日(水)から令和2年8月31日(月)まで

2. 申請書の提出方法 ・ 提出先

申請書及び添付資料を下記の窓口に提出してください
市のホームページの様式をご利用ください

【申請の相談・受付窓口】

高山市役所企画部ブランド戦略課

月曜日から金曜日(祝日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

〒506-8555

高山市花岡町2丁目18番地 高山市役所4階

電話 0577-35-3001

FAX 0577-35-3174

メール brand@city.takayama.lg.jp